ヘイトスピーチ解消法施行から２年

その後も続くヘイトスピーチと各地の取組・今後の課題

2018年11月17日 土

開場｜午後０時30分　開演｜午後１時00分
終了予定｜午後４時00分

場所｜愛知県弁護士会館５階ホール

※地下鉄「丸の内」駅1番出口より徒歩7分
　地下鉄「市役所」駅6番出口より徒歩8分
※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

入場無料　定員140名

ヘイトスピーチ解消法が施行されて２年が経ちました。解消法は、地方公共団体に地域の実情に応じた施策を講ずる努力義務を定めています。

大阪市では条例が施行され、江戸川区、愛知県などでは公共施設の利用に関する規則などを改正し、川崎市、京都府では第三者機関の設置を含む公共施設の利用制限に関するガイドラインを施行するなど、各地方自治体で取り組んでいます。しかし、ヘイトスピーチは今も続いています。ヘイトスピーチを抑止し解消するためにはどのような対応をしたらよいのでしょうか。共に考えましょう。

愛知県弁護士会
公式キャラクター
ひまるん

第1部

講演

菅原　真さん（憲法学・南山大学教授）
「ヘイトスピーチに対する憲法学からの考察」

田島　義久さん（弁護士・大阪弁護士会所属）
「大阪市における ヘイトスピーチの対応」

第2部

パネルディスカッション

菅原　真さん × 田島　義久さん

主催：愛知県弁護士会　共催：中部弁護士会連合会

問合せ / 愛知県弁護士会　人権・法制係 / 電話 052-203-4410